

『江別市立野幌中学校いじめ防止対策基本方針』

令和 7 年 4 月

江別市立野幌中学校長

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは卑怯な許しがたい行いであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。現代は、インターネットやメール、無料通話・メールアプリ等での急速に広がる情報がいじめにつながる事案が多発する状況です。

すべての生徒がどんな理由があっても絶対にいじめを行わず、許さず、見て見ぬふりをしないようにするため、いじめ防止等のための対策を行います。そのために、コミュニケーションや対話の基本である「元気なあいさつ」を奨励し、相手を認め、自分の心を開き、良好な人間関係づくりを行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした共同体作りに努めます。

2. いじめの定義といじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第 2 条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできません。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響しています。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関係する問題（集団の問題）であることを認識する必要があります。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがあります。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
顔を殴打し、怪我を負わせる。	傷害（刑法第204条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第208条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第223条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第235条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第249条）
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要があります。

3. 野幌中学校生徒の約束と「いじめ撲滅宣言」

（いじめの禁止）

第1条 いじめは卑怯な行いであり、野幌中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを行ってはいけません。

（はやしたてたり同調したりすることの禁止）

第2条 いじめに対してはやしたてたり、同調したりすることはいじめに加担する卑怯な行いであり、野幌中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にはやしたてたり同調したりしてはいけません。

（いじめを許さないこと）

第3条 野幌中学校の生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけません。

（いじめに対し見て見ぬふりはいけないこと）

第4条 野幌中学校の生徒は、いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけません。

（インターネット等によるいじめの禁止）

第5条 野幌中学校の生徒は、インターネットやメール、無料通話・メールアプリ等の情報の危険性を理解し、それらを通じていじめをしてはいけません。

（いじめの防止や相談・通報について）

第6条 いじめをやめさせようとすることや、いじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いです。

（元気なあいさつ）

第7条 野幌中学校の生徒は楽しい学校を目指し、いつも元気なあいさつを行います。

（いじめ撲滅宣言）

第8条 野幌中学校の生徒会は、いじめを撲滅するため「いじめ撲滅宣言」を行い、楽しい学校づくりを主体的に推進することを誓います。

平成10年12月4日

4. 学校と職員の責務等

(学校と職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が楽しく安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように「元氣なあいさつ」を徹底し、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見・早期解決に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ「生命を尊ぶ心を育む」「他の人を思いやる気持ちを育む」「不正を憎み正義を重んじ差別や偏見をなくす」などのためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組む、また、いじめの事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題のよりよい解決に努めます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、生徒が様々な機会を通じて多様な価値観をもつ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校は次の5点を始め保護者や地域、関係機関等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制の構築をめざします。

- 「開かれた学校」の理念のもと「いつでも公開」の原則で教育活動を積極的に公開します。
- 地域の祭り、運動会、交流行事、奉仕活動等へ生徒を積極的に参加させます。
- 教育委員会との連携・協力のもと2年生での職場体験等を積極的行います。
- 幼・保・小・中・高及びPTA、子ども110番の家、自治会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会、社会福祉協議会、保護司会等との連携・協力を積極的に推進します。
- 江別警察署、北海道中央児童相談所、江別市教育委員会等の公共機関との連携・協力を積極的に推進します。

(生徒会活動)

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒会を中心とした生徒が自ら行う「あいさつ運動」や「いじめ防止運動」を積極的に支援し、生徒とともにいじめの防止に取り組めます。また、市内中学校生徒による「えべつ中学生サミット」や「いじめ根絶子ども会議」に参加し、各学校で行っているいじめを生まないための取組について交流・協議を行い、いじめ未然防止活動の充実を図ります。

5. いじめの未然防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 「いじめは卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。いじめに対してはやしたてたり同調したりすることはいじめに加担

する卑怯な行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないこと。どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけないこと。いじめに対し見て見ぬふりをしてはいけないこと。インターネットやメール、無料通話・メールアプリ等がいじめをしてはいけないこと。いじめをやめさせようとするこことやいじめを受けたり見たりした生徒が相談・通報することは勇気ある正しい行いであること。」を、集会や学級活動、道徳の時間、教科指導、部活動指導等のすべての教育活動を通じて徹底して指導します。

- 「元気なあいさつ」を徹底させるとともに、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う意思表示や意思疎通が円滑にできる力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論するなどのいじめ未然防止のための生徒会活動に対する積極的な支援を行います。
- 交流活動や行事、勤労や奉仕・福祉などの活動等を通して保護者や地域、関係機関等との連携を深め、地域社会全体で生徒を見守る体制作りに努めます。
- どんな理由があってもいじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します
- 生徒の小さな変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

特に配慮が必要とする生徒については、日常的に生徒の特性を考慮した適切な支援を行うとともに、保護者と連携を図りながら、周囲の生徒たちへの指導を徹底的に行います。次のような生徒は特に配慮が必要と予想されます。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながるのがある生徒
- ・性同一障害や性的指向、性自認により困難を抱えている生徒。
- ・東日本大震災で被災した生徒又は原子力発電所事故により非難している生徒。

いじめ未然防止の具体策として、いじめゼロを目指した生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 学級担任や部活動顧問を始め職員は日常的な観察や声掛け、生徒とのふれあいを心掛け、小さな変化も見逃さないように努めます。
- 被害生徒が自ら助けを求めるこことやいじめ情報を教職員に訴えることは、生徒にとってとても勇気が必要である行為であることを理解しながら、迅速に対応するとともに、生徒や保護者がいじめに係る相談をいつでも気軽に相談できるような雰囲気作りを心掛けます。

以上のことを共通理解し、次のような体制で相談等を行います。

- ① 学級担任、部活動顧問やその他の職員との面談
- ② スクールカウンセラーとの面談
- ③ 校外の相談機関の紹介
- いじめを早期発見するため、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象いじめアンケート年2回（6月、11月頃）アンケート終了後は速やかに確認し、管理職に報告後、学年で対応する。
 - ② 家庭訪問や三者懇談、教育相談等を通じた学級担任による生徒・保護者からの聴き取り調査 年3回（4月～5月、10月、12月頃）

- いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせるとともに、一人で抱え込まず、学年職員、生徒指導担当、管理職等に相談するとともに、すみやかに事実の有無を組織的に確認します。
- いじめに係る相談・通報を受けた場合は一人で抱え込まず、学年職員、生徒指導担当、管理職等に相談するとともに、すみやかに事実の有無を組織的に確認します。
- いじめの事実が確認された場合は「野幌中学校いじめ防止対策委員会」を中心として情報共有や対策方針の検討をするとともに、いじめをやめさせ再発を防止する早期解決に向けて組織的な対応を進めます。
- いじめの早期解決のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援をします。
- いじめを行った生徒へは、いじめは卑怯で許しがたい行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないと指導するとともに、その保護者への助言等を継続的に行います。
- いじめに対してはやしたてたり、同調したりした生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する卑怯な許しがたい行いであり、どんな理由があっても絶対に行ってはいけないと指導するとともに、その保護者への助言等を継続的に行います。
- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、見て見ぬふりはいけないことや、誰かに知らせる勇気をもつことを指導するとともに、その保護者への助言等を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室学習・自宅学習等を行わせるなど適切な措置を講じます。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ・ 被害児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり

得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要です。

- (5) 道徳教育・人権教育の充実と「心のふれあいを大切にする教育」の推進。
「生命を尊ぶ心を育む」「他の人を思いやる気持ちを育む」「不正を憎み正義を重んじ差別や偏見をなくす」などの道徳性や人権意識を身に付けるため、学校におけるすべての教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実を図り、心のふれあいを大切にする教育を推進します。また、地域や公共機関等とも連携を図り、講師招聘による講演会等を実施します。

(6) 情報モラル教育の推進

現代社会では発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットやメール、無料通話・メールアプリ等を通じて発信される情報の特性や危険性を踏まえて、それらを通じて行われるいじめを防止し、生徒・保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行っていきます。

6. 「野幌中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行うため「野幌中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

(1) 「野幌中学校いじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、主幹、教務主任、生徒指導主事（兼いじめ防止担当者）、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者等の参加を検討します。

(2) 「野幌中学校いじめ防止対策委員会」の役割

いじめ防止対策委員会の役割には、以下のようなものがあります。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 学校いじめ対策組織の存在及び、活動を生徒及び保護者に周知する役割
- いじめ相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を担うとともに組織的な対応を実施する役割
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否か判断を行う役割
- ・いじめ被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、

適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

(3) 会議の開催

月1回開催される校内生徒指導担当者会(分掌部会)に併せて実施します。ただし、いじめアンケート後、いじめ事案の発見、相談・通報等があった場合にはすぐに開催します。

6. 重大事態への対処の方策

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とします。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(2) 学校による調査

①重大事案の報告

重大事案が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告します。

②調査を行う組織

学校はその事案が重大事案であると判断したときには、速やかにその下に調査組織をもうけます。

③事実関係を明確にするための調査の実施

重大事案に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応など事実関係を可能な限り確認します。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

ア. いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にします。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮します。また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整えます。

イ. いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な

場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施します。

④心のケア、情報発信

学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をします。

※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂

重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多となり、法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、令和6年8月にガイドラインを改訂した。以下に改訂の概要を記載。

◎重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとることが必要。

◎学校等のいじめにおける基本的姿勢

重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要。

◎児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について

児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施。

◎第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理。

◎（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明

調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、事前説明の手順、説明事項を明記。

◎重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

標準的な調査項目や報告書の記載内容を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を明記し、調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記。